

子育て応援特別手当(平成21年度版)の執行停止について

この度、子育て応援特別手当(平成21年度版)支給事業を中止することとなりました。

子育て応援特別手当(平成21年度版)は、現下の厳しい経済事情に鑑み、幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成21年度補正予算により、本年度に限り支給を行うこととされていました。

市は、平成21年10月1日より、事業の一部である事前申請の受付が開始されることや、12月上旬には本申請の受付の開始が迫っていたことに伴い、案内チラシやホームページでの周知・広報活動とともに支給事業の実施に向けた準備を進めておりました。

しかしながら、国の平成21年度補正予算の一部執行停止が閣議決定されたことに伴い、これを財源とする本事業の中止を余儀なくされたものです。

支給対象者の市民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましても、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明の点につきましては、下記までご連絡ください。

●問い合わせ先 津久見市福祉事務所 子育て支援班 ☎82-9519

また、厚生労働省のホームページにも情報が掲載されておりますので、併せてご参照ください。

●厚生労働省ホームページ 子育て応援特別手当についてのお詫び

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/owabi/>

償却資産の申告時期が近づきました

◆償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械や器具、備品など有形固定資産を償却資産といいます。

◆償却資産があるときは

事業用の資産の所有者は、持っている資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を1月末日までに申告していただくことになります。

償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。



◆償却資産にはこんなものがあります

【構 築 物】 広告塔、駐車場の舗装、立体駐車場、庭園等

【機 械 お よ び 装 置】 建設用工作機(油圧ショベル、ブルドーザー等)、食料品・品物の加工または製造設備、印刷機械等

【船 舶 ・ 航 空 機】 漁船、運搬船等

【車 輜 お よ び 運 搬 具】 大型特殊自動車 ただし、自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除きます。

【工具・器具および備品】 事務用機器類(複写機・パソコン等)、測定工具、ルームクーラー、陳列ケース、自動販売機、理・美容機器、医療用機器、歯科診療用ユニット等

問い合わせ先/税務課 資産税班 ☎82-4111 内線130